

印刷物仕様書 3 (伝票類)

担当部署	三重県立宇治山田高等学校	担当者	事務室 前川	TEL	0596-28-7158	
印刷物の名称	窓付き封筒(長3号)				数量	5,000 部
種別	複写ワンセット帳票 ・ 単式帳票 ・ 複写帳票 ・ 封筒 ・ その他()					
仕上がりサイズ	帳票類 : A・B 判 縦型・横型 その他(横 mm× 縦 mm)					
	封筒 : 長 3 号 (窓付き)					
デザイン依頼	項 目	数 量	項 目	数 量	特記事項	
レイアウト調整	項 目	数 量	項 目	数 量	特記事項	
原稿内訳	原稿種類	デジタル原稿			アナログ原稿	
		種類・ファイル形式・規格 等	数 量	種類・規格 等	数 量	
	文字原稿	(1ページあたりの字数×ページ数)			字	
	罫表原稿	A4相当 B5~A5相当 B6以下	点	A4相当 B5~A5相当 B6以下	点	
	表組原稿	A4 B5・A5 B6以下	点	A4 B5・A5 B6以下	点	
	図版原稿	イラストレーターCS2	点		点	
完全原稿						
表紙	有 : 無					
特記事項	封筒の表面に別添見本のとおり、文字等を印刷してください。					

刷版	CTP版又はPS版 () ・ マスターペーパー ・ その他 ()											
印刷	オフセット ・ オンデマンド ・ その他 ()											
ページ数・校正・印刷色・用紙	冊子(紙面)の構成	印刷色		文字校正		色校正		用紙				
		色数	印刷色	回数	部数/回	種類	回数	部数/回	品種・銘柄	規格・寸量又は坪量		
	表紙1・4(表)	色		回	部		回	部		判	kg	g/m ²
		色		回	部		回	部				
	1枚目	表	1色 墨	2回以内	1部		回	部	クラフト	判	kg	85 g/m ²
		裏	色	回	部		回	部				
	2枚目	表	色	回	部		回	部		判	kg	g/m ²
		裏	色	回	部		回	部				
	3枚目	表	色	回	部		回	部		判	kg	g/m ²
		裏	色	回	部		回	部				
特記事項	<p>「その他特記事項」欄に記載のとおり印刷にかかる判断基準・配慮事項は国の「環境物品等の調達に関する基本方針」に準じていますので、当該判断事項に適合する紙、インキ類及び加工資材を使用すること。作成する印刷物の印刷用紙において当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合は代替品を認める。</p> <p>封筒の窓部分の材質はグラシン紙にしてください。</p>											
製本・加工	製本	複写ワンセット帳票(枚複写) ・ 単式帳票(枚綴り) ・ 複写帳票(枚複写 組) ・ (封筒) ・ その他()										
	加工											
	特記事項											
納品	納品日	令和2年11月30日(月)										
	納品場所	三重県立宇治山田高等学校 事務室				分納 : あり		カ所 : (なし)		送料 : (含む) ・ 含まない		
	電子媒体制作	(不要) PDF HTML その他() 使用目的 :										
	包装・梱包	不要	(要)	100部単位		包装(クラフト紙)		(梱包(ダンボール))		その他()		
特記事項	ダンボールの中で100部単位の仕切りがあれば結構です。											
著作権等												
暴力団等の排除	<p>1 受注者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。</p> <p>ア 断固として不当介入を拒否すること。</p> <p>イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。</p> <p>ウ 発注所属に報告すること。</p> <p>エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。</p> <p>2 受注者が上記のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条第2項の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。</p>											
その他特記事項	<p>・納入場所への搬入費等納入に係る一切の経費を見積価格に含むものとする。</p> <p>・印刷用紙を代替品とする場合は、担当者との協議すること。</p> <p>・校正日程等については、担当者との連絡調整のうえ円滑に進めること。</p> <p>・その他詳細については、担当者との十分協議すること。</p> <p>本調達にかかる印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和2年度環境物品等の調達方針 3 役務印刷」の判断基準を満たすこと。(同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているため、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和2年2月) 22-2 印刷」の「判断の基準」を満たすこと。ただし、作成する印刷物の印刷用紙において当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合は代替品を認める。</p> <p>参考:「みえ・グリーン購入基本方針」「環境物品等の調達方針」 三重県ホームページ http://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」 グリーン購入法. net http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html</p>											